

長崎県消費者被害防止ネットワーク情報

警戒情報

長崎市消費者センターからの情報です。

配信日 平成27年9月2日

代金引換を分割払いに利用する訪問販売に注意！

〈内容〉

「布団の状況を点検に来ます」と電話があった後、業者が家にやってきて「あなたが持っているのはいい布団だが、この地域は湿気が多い」と言われ、竹炭で出来た除湿剤を契約した。購入した人は布団のクリーニングを、10年間無料で何度も受けられるとの説明だった。しばらくたった後、前の除湿剤が使えなくなっていると再び勧誘を受けて別の除湿剤も契約し、合計金額は33万円になった。33万円は分割払いをすることになったが、口座引き落としやクレジット、金融機関などでの支払いではなく、毎月5~6万円の代金引換で布団カバー1枚が届き宅配業者に支払うという方法だった。これまで6万円を3回、5万円を3回支払った。

★消費生活センターからのアドバイス

○点検と称して訪問し、その後高額な別の契約を結ぶ点検商法という手口です。さらに最近では事例のように、訪問販売で除湿剤などの契約を結んだ後、数回にわたり敷布団や布団カバーなど適当な品物を高額な代金引換配達で送り、実質分割払いの形で代金を回収しようとする手口が見られます。

○勧誘を受けても、その場での契約は避け、本当に必要かよく考えましょう。

○訪問販売での契約は8日以内であればクーリング・オフ（無条件解約）ができます。クーリング・オフ期間を過ぎていても、契約の状況によっては取消が可能な場合もありますので、諦めずにご相談ください。また、勧誘時に強引に迫ってくるなど恐怖を感じる事があれば、すぐに警察に通報してください。

○特に高齢者が狙われやすい手口です。「見慣れない商品や契約書がないか」「見知らぬ人物が出入りしていないか」など周囲の方の見守りをお願いします。

※おかしいなと思ったときは、すぐに最寄りの消費生活センター、または市町相談窓口にご相談ください。



★おかしいと思ったら一人で悩まず早めに相談を

長崎県消費生活センター 095-824-0999

[相談受付時間]平日(月~金曜日)…午前9時~午後5時(12時~13時を除く)

相談：市町の相談窓口

長崎市消費者センター

(095-829-1234)

佐世保市消費生活センター

(0956-22-2591)

島原市消費生活センター

(0957-62-9100)

諫早市消費生活センター

(0957-22-3113)

大村市消費生活センター

(0957-52-9999)

平戸市消費生活センター

(0950-22-4222)

壱岐市消費生活センター

(0920-48-1111)

松浦市消費生活センター

(0956-72-1861)

対馬市消費生活相談所

(0920-52-8322)

五島市消費生活センター

(0959-72-6144)

西海市消費生活センター

(0959-37-0145)

雲仙市消費生活センター

(0957-38-7830)

南島原市消費生活センター

(0957-82-3010)

他各市町相談窓口